

## 病院等の開設許可 新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>1 病院</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 診療科名<br/>           ① 広告可能な診療科であること。(法第6条の5第<u>3</u>項第2号、第6条の6第1項、医療広告ガイドライン)</p> <p>(5) 従業者の人員等の基準<br/>           ① (略)<br/>           ② 病院に置くべき従業者及びその員数の基準は次のとおりとする。(同法施行条例第<u>3</u>条)</p> <p>(6) 施設の基準(法第21条第1項、同法施行条例第<u>4</u>条)次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。</p> | <p>1 病院</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 診療科名<br/>           ① 広告可能な診療科であること。(法第6条の5第<u>1</u>項第2号、第6条の6第1項、医療広告ガイドライン)</p> <p>(5) 従業者の人員等の基準<br/>           ① (略)<br/>           ② 病院に置くべき従業者及びその員数の基準は次のとおりとする。(同法施行条例第<u>4</u>条)</p> <p>(6) 施設の基準(法第21条第1項、同法施行条例第<u>5</u>条)次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。</p> |